

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第 2 編 酒税法関係	第 2 編 酒税法関係
第 2 条 酒類の定義及び種類	第 2 条 酒類の定義及び種類
第 1 項関係	第 1 項関係
4 アルコール含有菓子類等の取扱い	4 アルコール含有菓子類等の取扱い
アルコール含有菓子類等（アルコールを含有する菓子類及びアイスクリーム類並びにその他の食品をいう。）であっても、融解又は溶解により飲用することができ、かつ、アルコール分が 1 度以上のものは酒類に該当する。	アルコール含有菓子類等（アルコールを含有する菓子類及びアイスクリーム類並びにその他の食品をいう。）であっても、融解又は溶解により飲用することができ、かつ、アルコール分が 1 度以上のものは酒類に該当する。
ただし、次に掲げる事項の全てを満たすものについては、強いて酒類には該当しないものとして取り扱う。	ただし、次に掲げる事項の全てを満たすものについては、強いて酒類には該当しないものとして取り扱う。
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)
(注) 1 (省略)	(注) 1 (同左)
2 アイスクリーム類とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき制定された乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第 2 条第21項に規定するアイスクリーム類をいう。	2 アイスクリーム類とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき制定された乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第 2 条第20項に規定するアイスクリーム類をいう。
第30条の 6 納期限の延長	第30条の 6 納期限の延長
第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係	第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係
1 納期限の延長の取扱い	1 納期限の延長の取扱い
<u>法第30条の 6 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項《納期限の延長》の規定により、担保を提供し、納期限の延長について申請があったとき又は同条第 3 項の規定により、担保の提供を命ずるときは、</u> 税務署長又は税関長は 4 及び 5 に定めるところにより酒税額及び期限を限度として、当該担保の額（国税通則法基本通達（徴収部関係）（昭和45年 6 月 24 日付徴管 2－43・間酒 2－58ほか 8 課共同「国税通則法基本通達（徴収部関係）の制定について」（法令解釈通達）の別冊。以下同じ。）の第50条関係《担保の種類》の10〈担保物の見積価額）に定める額）に相当する酒税の納期限を延長する。ただし、提供があった担保物が、通則法第50条第 3 号から第 5 号まで《担保の種類》に掲げる担保物（以下「土地、建物、工場財団等」という。）であるときは、その担保物について第三者の抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。	担保を提供し、納期限の延長について申請があったときは、税務署長又は税関長は 4 及び 5 に定めるところにより酒税額及び期限を限度として、当該担保の額（国税通則法基本通達（徴収部関係）（昭和45年 6 月 24 日付徴管 2－43・間酒 2－58ほか 8 課共同「国税通則法基本通達（徴収部関係）の制定について」 <u>通達</u> の別冊。以下同じ。）の第50条関係《担保の種類》の10〈担保物の見積価額）に定める額）に相当する酒税の納期限を延長する。ただし、提供があった担保物が、 <u>通則法第50条《担保の種類》第 3 号から第 5 号までに掲げる担保物</u> （以下「土地、建物、工場財団等」という。）であるときは、その担保物について第三者の抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。
2 「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由」の取扱い	2 「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由」の取扱い
法第30条の 6 第 1 項から第 4 項まで《納期限の延長》に規定	法第30条の 6 《納期限の延長》第 1 項、第 2 項及び第 3 項に

改正後	改正前
<p>する「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由」の取扱いは、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>規定する「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由」の取扱いは、次による。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>
<p><b>3 「納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合」等の取扱い</b></p>	<p><b>3 「納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合」等の取扱い</b></p>
<p>法第30条の6第1項から第4項まで《<u>納期限の延長</u>》に規定する「納期限内に納付することが著しく困難」又は「1月以内に納付することが著しく困難」かどうかは、申請者の経営内容、信用力等により税務署長又は税関長が判断するものであるが、次のいずれかに該当する場合は、これに当たるものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>法第30条の6《<u>納期限の延長</u>》第1項、第2項又は第3項に規定する「納期限内に納付することが著しく困難」又は「1月以内に納付することが著しく困難」かどうかは、申請者の経営内容、信用力等により税務署長又は税関長が判断するものであるが、次のいずれかに該当する場合は、これに当たるものとして取り扱って差し支えない。</p>
<p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>(1)～(4) (同左)</p>
<p><b>4 延長する酒税額の範囲</b></p>	<p><b>4 延長する酒税額の範囲</b></p>
<p>法第30条の6第1項、第2項括弧書、<u>第3項又は第4項</u>《<u>納期限の延長</u>》の規定により納期限の延長をする酒税額は、次に掲げる額を限度とする。ただし、次に掲げる額より下回る額の申請があった場合には、その申請額とする。</p>	<p>法第30条の6第1項、第2項括弧書又は第3項《<u>納期限の延長</u>》の規定により納期限の延長をする酒税額は、次に掲げる額を限度とする。ただし、次に掲げる額により下回る額の申請をした場合には、その申請額とする。</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p><b>5 延長する期限の範囲</b></p>	<p><b>5 延長する期限の範囲</b></p>
<p>納期限を延長する場合の延長後の納期限は、次に定める日とする。</p>	<p>納期限を延長する場合の延長後の納期限は、次に定める日とする。</p>
<p>(1) 2及び3に該当するものとして、税務署長又は税関長が納期限を延長することが相当と認める場合は、法第30条の6第1項、<u>第3項又は第4項</u>《<u>納期限の延長</u>》のときは法定納期限の翌日から起算して1か月を経過する日、同条第2項のときは引取りの日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。ただし、申請者が上記の日より早い日を延長後の納期限として申請した場合は、その申請日とする。</p>	<p>(1) 2及び3に該当するものとして、税務署長又は税関長が納期限を延長することが相当と認める場合は、法第30条の6《<u>納期限の延長</u>》第1項又は第3項のときは法定納期限の翌日から起算して1か月を経過する日、同条第2項のときは引取りの日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。ただし、申請者が上記の日より早い日を延長後の納期限として申請した場合は、その申請日とする。</p>
<p>(2) (1)以外の、法第30条の6第2項《<u>納期限の延長</u>》のときは引取りの日の翌日から起算して1か月を経過する日とする。ただし、申請者が上記の日より早い日を延長後の納期限として申請した場合は、その申請日とする。</p>	<p>(2) (1)以外の、法第30条の6《<u>納期限の延長</u>》第2項のときは引取りの日の翌日から起算して1か月を経過する日とする。ただし、申請者が上記の日より早い日を延長後の納期限として申請した場合は、その申請日とする。</p>
<p>(注) 法第30条の4第1項《<u>移出に係る酒類についての期限内申告による納付等</u>》又は法第30条の5第1項《<u>引取りに係る酒類についての酒税の納付等</u>》に規定する納期限(いわゆる本来の納期限)が通則法第10条第2項《<u>期間の計算及び期限の特例</u>》の規定に該当する場合における(1)又は(2)による延長後の納期限は、同項の規定により納期限とみなされる日の翌日から起算して1か月又は2か月を経過する日を指定する。ただし、この場合における延長後の納期限として指定すべき日が「6月1日」</p>	<p>(注) 法第30条の4《<u>移出に係る酒類についての期限内申告による納付等</u>》第1項又は法第30条の5《<u>引取りに係る酒類についての酒税の納付等</u>》第1項に規定する納期限(いわゆる本来の納期限)が通則法第10条第2項《<u>期限の特例</u>》の規定に該当する場合における(1)又は(2)による延長後の納期限は、同項の規定により納期限とみなされる日の翌日から起算して1か月又は2か月を経過する日を指定する。ただし、この場合における延長後の納期限として指定すべき日が「6月1日」又は「6月2日」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>又は「6月2日」となるときは、「5月31日」を延長後の納期限として指定する。</p>	<p>となるときは、「5月31日」を延長後の納期限として指定する。</p>
<p><b>6 納期限の延長を認める時期等の取扱い</b></p> <p>納期限の延長申請の時期、納期限延長期間の認定の時期及び延長を認めるかどうかの通知等の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 納期限の延長を受けようとする者に対しては、法定納期限の15日前（法第30条の6第2項《納期限の延長》の規定による1か月以内の納期限延長の場合には、法定納期限の10日前）までに申請書を提出するよう指導する。ただし、(2)のロに該当する者については、該当することになった翌月以降その期間内における申請書は、法定納期限の10日前までに申請書を提出させる。</p> <p>(2) 法第30条の6第2項《納期限の延長》の規定による1か月の納期限延長以外の納期限の延長を認めるかどうかの認定の時期は、次による。</p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>(3)・(4) （省略）</p>	<p><b>6 納期限の延長を認める時期等の取扱い</b></p> <p>納期限の延長申請の時期、納期限延長期間の認定の時期及び延長を認めるかどうかの通知等の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 納期限の延長を受けようとする者に対しては、法定納期限の15日前（法第30条の6《納期限の延長》第2項の規定による1か月以内の納期限延長の場合には、法定納期限の10日前）までに申請書を提出するよう指導する。ただし、(2)のロに該当する者については、該当することになった翌月以降その期間内における申請書は、法定納期限の10日前までに申請書を提出させる。</p> <p>(2) 法第30条の6《納期限の延長》第2項の規定による1か月の納期限延長以外の納期限の延長を認めるかどうかの認定の時期は、次による。</p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>(3)・(4) （同左）</p>
<p><b>7 （省略）</b></p>	<p><b>7 （同左）</b></p>
<p><b>8 担保の提出先を指示する場合の取扱い</b></p> <p>2以上の税務署の管轄区域内にそれぞれ製造場を有する製造者から、これら2以上の製造場における酒税の納期限の延長を受けるための担保として土地、建物、工場財団等の提供の申出があった場合には、それぞれの税務署長は令第41条《納期限の延長の担保の提供》の規定により、担保の提供先として次に掲げる者を指示することに取り扱う。</p> <p>(1) 2以上の国税局の管轄区域内にそれぞれ製造場を有する製造者については、国税庁長官</p> <p>(2) （省略）</p>	<p><b>8 担保の提出先を指示する場合の取扱い</b></p> <p>2以上の税務署の管轄区域内にそれぞれ製造場を有する製造者から、これら2以上の製造場における酒税の納期限の延長を受けるための担保として土地、建物、工場財団等の提供の申出があった場合には、それぞれの税務署長は令第41条《納期限の延長の担保の提供》の規定により、担保の提供先として次に掲げる者を指示することに取り扱う。</p> <p>(1) 2以上の国税局（<u>沖縄国税事務所を含む。以下同じ。</u>）の管轄区域内にそれぞれ製造場を有する製造者については、国税庁長官</p> <p>(2) （同左）</p>
<p><b>9・10 （省略）</b></p>	<p><b>9・10 （同左）</b></p>
<p><b>第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係</b></p> <p><b>第80条 内国消費税等に関する特例</b></p> <p><b>第1項関係</b></p> <p><b>1 「前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量」の取扱い</b></p> <p><u>沖特令第72条第1項第10号イ《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》に規定する「前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量」は、沖縄県の区域内にある酒類の製造場から当該区域内に移出した沖特法第80条第1項（第1号に係る部分に限る。）《内国消費税等に関する特例》の規定の適用を受けた単式蒸留焼酎の前</u></p>	<p><b>第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係</b></p> <p><b>第80条 内国消費税等に関する特例</b></p> <p><b>第1項関係</b></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>年度における純課税移出数量（課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の数量をいう。以下この項において同じ。）をいう。</u>  <u>（注） 2以上の製造場を有する製造者の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の算出は、製造場ごとに純課税移出数量を算出し、その合計により行う。</u></p> <p><b>2 指定を受けた者とみなす場合の取扱い</b></p> <p>(1) 「その他の理由」の意義  <u>沖特令第72条第8項《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》及び沖特規則第16条の2《相続等があった場合における前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の計算方法》に規定する「その他の理由」とは、製造者である個人が法人となる場合、製造者である個人が合同して法人となる場合、製造者である法人がその組織を変更する場合、製造者である法人と製造者でない法人が合併する場合及び製造者の営業を譲り受ける場合等をいうものとし、このような場合は、原則として同項の規定により沖特法第80条第1項第1号《内国消費税等に関する特例》の指定を受けた製造者とみなされるのであるから留意する。</u></p> <p>(2) <u>沖特令第72条第8項《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》の規定により沖特法第80条第1項第1号《内国消費税等に関する特例》の規定による指定を受けたものとみなされる場合（相続等の場合を除く。）であっても酒税法の規定による酒類製造免許は、新規に受ける必要があり、指定と同時に自動的に免許者となるものではない。</u></p> <p><b>3 蔵置場から移出される酒類の税額</b></p> <p><u>沖特令第72条第1項《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》の規定により、酒税の軽減税率が適用されるのは、「指定を受けた製造場において製造された酒類」であるから、当該指定製造場で製造された酒類を移入した蔵置場から沖縄県の区域に移出される酒類についても、同条第1項の酒税の軽減の規定が適用される。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p><b>1 指定を受けた者とみなす場合の取扱い</b></p> <p>(1) 「その他の理由」の意義  <u>沖特令第72条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第8項に規定する「その他の理由」とは、製造者である個人が法人となる場合、製造者である個人が合同して法人となる場合、製造者である法人がその組織を変更する場合、製造者である法人と製造者でない法人が合併する場合及び製造者の営業を譲り受ける場合等をいうものとし、このような場合は、原則として同項の規定により沖特法第80条《内国消費税等に関する特例》第1項第1号の指定を受けた製造者とみなされるのであるから留意する。</u></p> <p>(2) <u>沖特令第72条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第8項の規定により沖特法第80条《内国消費税等に関する特例》第1項第1号の規定による指定を受けたものとみなされる場合（相続等の場合を除く。）であっても酒税法の規定による酒類製造免許は、新規に受ける必要があり、指定と同時に自動的に免許者となるものではない。</u></p> <p><b>2 蔵置場から移出される酒類の税額</b></p> <p><u>沖特令第72条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第1項の規定により、酒税の軽減税率が適用されるのは、「指定を受けた製造場において製造された酒類」であるから、当該指定製造場で製造された酒類を移入した蔵置場から沖縄県の区域に移出される酒類についても、同条第1項の酒税の軽減の規定が適用される。</u></p> <p><b>第3項関係</b></p> <p><b>1 指定又は指定の取消しについての沖縄国税事務所長の意見</b>  <u>沖特令第80条《旅客等に酒類を提供する施設の指定等》第4項の規定により沖縄国税事務所長が意見を述べるのは、同条第2項第1号又は第2号に該当する者が酒税の納税に著しい支障があると認められる場合とする。</u></p> <p><b>2 減税ウイスキー類の引取者</b>  <u>沖特法第80条《内国消費税等に関する特例》第3項の規定の適用を受ける減税ウイスキー類（所得税法等の一部を改正する</u></p>

改正後	改正前
<p>第7項関係</p> <p>1 指定製造場の設備等に係る確認事項の変更の取扱い  <u>沖特令第72条第7項《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》</u>に規定する承認申請があった場合は、次の場合を除き、原則として承認する。  (1)・(2) (省略)</p> <p>第8項関係</p> <p>1 指定製造場の指定の取消の取扱い  沖特法第80条第8項《<u>内国消費税等に関する特例</u>》の規定により同条第1項第1号の規定による指定を取り消す場合は、その事情を付して国税庁長官に上申し、その指示により処理する。</p> <p>第81条 差額課税</p> <p>第1項関係</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 携帯品等の差額課税の適用除外の取扱い  (1) (省略)  (2) 引越荷物  沖特令第88条第1項《<u>差額課税の適用除外等</u>》に規定する「引越荷物として通常、かつ、相当量の物品」とは、沖縄県以外の本邦に生活の本拠を移転する者（少なくとも1年以上沖縄県以外の本邦の地域に滞在する目的で居所を移す者を含む。）が、自己又はその家族の個人的な使用に供するものとし、その数量は、携帯品の場合に準じて取り扱う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>等の法律（平成18年法律第10号）による改正前の酒税法第3条第9号に規定する酒類をいう。以下この編において同じ。）の引取り及び輸入申告は、同項の施設の指定を受けた者が行う。  <u>なお、上記の指定を受けた者が、輸入手続き等を輸入業者等に依頼することは差し支えない。</u></p> <p>第7項関係</p> <p>1 指定製造場の設備等に係る確認事項の変更の取扱い  沖特令第72条《<u>沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等</u>》第7項に規定する承認申請があった場合は、次の場合を除き、原則として承認する。  (1)・(2) (同左)</p> <p>第8項関係</p> <p>1 指定製造場の指定の取消の取扱い  沖特法第80条《<u>内国消費税等に関する特例</u>》第8項の規定により同条第1項第1号の規定による指定を取り消す場合は、その事情を付して国税庁長官に上申し、その指示により処理する。</p> <p>第81条 差額課税</p> <p>第1項関係</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3 携帯品等の差額課税の適用除外の取扱い  (1) (同左)  (2) 引越荷物  沖特令第88条《<u>差額課税の適用除外等</u>》第1項に規定する「引越荷物として通常、かつ、相当量の物品」とは、沖縄県以外の本邦に生活の本拠を移転する者（少なくとも1年以上沖縄県以外の本邦の地域に滞在する目的で居所を移す者を含む。）が、自己又はその家族の個人的な使用に供するものとし、その数量は、携帯品の場合に準じて取り扱う。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 <u>減税ウイスキー類の差額課税の適用除外の取扱い</u>  沖特令第88条《<u>差額課税の適用除外等</u>》第2項に規定する「その他やむを得ない事情」とは、指定施設の休止、経営規模の縮小及び営業の譲渡等をいう。</p> <p>2 <u>減税ウイスキー類の譲渡の承認の取扱い</u>  沖特令第88条《<u>差額課税の適用除外等</u>》第2項の規定による承認は、申請書に沖特規則第27条《<u>減税ウイスキー類を譲渡する場合の承認の申請等</u>》第2項に規定する「譲受けをしようと</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="108 539 228 568"><b>第3項関係</b></p> <p data-bbox="108 584 564 613">1 納税申告書の提出期限の延長の取扱い</p> <p data-bbox="129 624 804 784">沖特令第87条第2項《<u>差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等</u>》に規定する指定期限は、申請の理由及び積み込む期間等を勘案して、移出したものとみなされた日から1月以内の適当と認めた日を指定する。</p> <p data-bbox="108 840 783 869">2 「取締り又は保全上特に不相当と認められるとき」の意義</p> <p data-bbox="129 880 804 1039">沖特令第87条第3項《<u>差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等</u>》に規定する「取締り又は保全上特に不相当と認められるとき」とは、申請者が次のいずれかに該当している場合をいう。</p> <p data-bbox="129 1052 261 1081">(1) (省略)</p> <p data-bbox="129 1095 804 1211">(2) <u>法</u>若しくは組合法に違反し、通告処分を受けて履行していない場合又は告発されている場合。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合を除く。</p> <p data-bbox="129 1225 804 1384">(3) <u>法</u>若しくは組合法に違反し、<u>法</u>若しくは組合法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受け、その通告の旨を履行してから1年を経過しない者である場合。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合を除く。</p> <p data-bbox="108 1440 228 1469"><b>第4項関係</b></p> <p data-bbox="108 1482 287 1512">1～4 (省略)</p> <p data-bbox="108 1568 804 1641">5 「事業の状況その他の事情からみてみなし納税地として不相当であると認められる」の意義</p> <p data-bbox="129 1653 804 1899">沖特令第87条第11項《<u>差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等</u>》に定める「みなし納税地として不相当であると認められる」とは、2〈<u>酒税の取締り上特に不相当であると認められる事情</u>〉の意義に定める場合のほか、みなし納税地を変更しようとする理由について、合理的な理由がないと認められる場合をいう。</p>	<p data-bbox="852 197 1527 311"><u>する者が作成した書類</u>が添付されており、他の指定施設でその用途に供されることが明らかである場合は原則として承認する。</p> <p data-bbox="852 324 1527 483">なお、当該承認をしたときは、<u>沖縄県知事の次回の割当ての参考とするために、譲渡者及び譲受者の氏名又は名称、施設の所在地及び名称、譲渡酒類の品目別の数量並びに譲渡年月日を沖縄県知事に通知する。</u></p> <p data-bbox="826 539 946 568"><b>第3項関係</b></p> <p data-bbox="826 584 1283 613">1 納税申告書の提出期限の延長の取扱い</p> <p data-bbox="852 624 1527 784">沖特令第87条《<u>差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等</u>》第2項に規定する指定期限は、申請の理由及び積み込む期間等を勘案して、移出したものとみなされた日から1月以内の適当と認めた日を指定する。</p> <p data-bbox="826 840 1508 869">2 「取締り又は保全上特に不相当と認められるとき」の意義</p> <p data-bbox="852 880 1527 1039">沖特令第87条《<u>差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等</u>》第3項に規定する「取締り又は保全上特に不相当と認められるとき」とは、申請者が次のいずれかに該当している場合をいう。</p> <p data-bbox="852 1052 984 1081">(1) (同左)</p> <p data-bbox="852 1095 1527 1211">(2) <u>酒税法</u>若しくは組合法に違反し、通告処分を受けて履行していない場合又は告発されている場合。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合を除く。</p> <p data-bbox="852 1225 1527 1384">(3) <u>酒税法</u>若しくは組合法に違反し、<u>酒税法</u>若しくは組合法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受け、その通告の旨を履行してから1年を経過しない者である場合。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合を除く。</p> <p data-bbox="826 1440 946 1469"><b>第4項関係</b></p> <p data-bbox="826 1482 1005 1512">1～4 (同左)</p> <p data-bbox="826 1568 1527 1641">5 「事業の状況その他の事情からみてみなし納税地として不相当であると認められる」の意義</p> <p data-bbox="852 1653 1527 1899">沖特令第87条第11項《<u>差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等</u>》に定める「みなし納税地として不相当であると認められる」とは、2〈<u>酒税の取締り上特に不相当であると認められる事情</u>〉の意義に定める場合のほか、みなし納税地を変更しようとする理由について、合理的な理由がないと認められる場合をいう。</p>